

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の11



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 日南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例（※）（自然保護課取扱い） 1
- 奄美群島国定公園の特別保護地区内の行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例（※）（自然保護課取扱い） 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第412号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第11条第35項の規定により、日南海岸国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例を次のとおり定め、平成25年4月1日から施行する。

なお、許可基準の特例を適用する区域を表示した図面は、鹿児島県環境林務部自然保護課並びに志布志市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

また、平成12年3月31日鹿児島県告示第478号（日南海岸国定公園特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 許可基準の特例を適用する区域

- (1) 安楽・志布志地区（志布志市志布志町安楽及び志布志町志布志の区域の一部の区域をいう。以下同じ。）
- (2) 夏井地区（志布志市志布志町夏井の区域の一部の区域をいう。以下同じ。）
- (3) 永吉・菱田地区（曾於郡大崎町永吉及び菱田の区域の一部の区域をいう。以下同じ。）

## 2 許可基準の特例

## (1) 安楽・志布志地区

ア 安楽・志布志地区において行われる省令第11条第4項本文に規定する行為については、同項本文中「次の」とあるのは、「第1号から第3号まで及び第11号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

イ 安楽・志布志地区において行われる省令第11条第6項本文に規定する行為については、同項中「並びに第4項第7号及び第9号から第11号まで」とあるのは「及び第4項第11号」と、「次の」とあるのは「第1号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

ウ 安楽・志布志地区において行われる省令第11条第20項に規定する行為については、同項第1号中「次に」とあるのは、「次のイ及びニからへまでに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

## (2) 夏井地区

夏井地区において行われる省令第11条第6項本文に規定する行為については、同項中「第4項第7号及び第9号から第11号まで」とあるのは「第4項第7号及び第11号」と、同項第2号中「及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とある

のは「が40パーセント以下であつて、総延べ面積の敷地面積に対する割合が80パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(3) 永吉・菱田地区

永吉・菱田地区において行われる省令第11条第17項に規定する行為については、同項第5号中「こと」とあるのは、「こと。ただし、現況が農地、原野等である民有地であり、かつ、風致又は景観に著しい支障を与えるおそれのない地域で行われる掘採又は採取であつて、掘採前又は採取前の状態に復することが确实であると認められるものについては、この限りでない」と読み替えて、同項の規定を適用する。

**鹿児島県告示第413号**

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第11条第35項の規定により、奄美群島国定公園の特別保護地区内の行為の許可基準の特例を適用する区域及び許可基準の特例を次のとおり定め、平成25年4月1日から施行する。

なお、許可基準の特例を適用する区域を表示した図面は、鹿児島県環境林務部自然保護課及び大島支庁総務企画部総務企画課並びに奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 許可基準の特例を適用する区域

住用地区（奄美市住用町大字役勝及び住用町大字石原の区域の一部の区域をいう。以下同じ。）

2 許可基準の特例

住用地区において行われる省令第11条第17項に規定する行為については、同項第5号中「こと」とあるのは、「こと。ただし、洪水による被害を防止するための土石の採取であつて、その規模が必要最小限度であると認められるものについては、この限りでない」と読み替えて、同項の規定を適用する。